

住宅用火災警報器の設置、維持管理はできていますか。

住宅用火災警報器とは？

火災により発生する煙や熱を感知し、警報音や音声などで火災を知らせてくれる装置で、ホームセンターや電気店などで購入できます。一般的に販売されているほとんどが電池式で、約10年作動するようになっています。

維持管理が大切

煙流入口にほこり等が付着すると煙を感知しにくくなりますので、年2回程度は乾いた布で軽くふき取るなど、維持管理に努めましょう。

電池切れ警報がなったら、電池を新しいものに交換してください。

設置から10年以上経過している場合は、本体の交換をお勧めします。

設置しなければならない箇所

①全ての寝室

②2階に寝室がある場合、2階の階段

消防法令により、寝室や階段に設置が義務付けられているのは「煙式」の警報器です。

徳島県では台所には設置義務はありませんが、熱式の警報器をつけておくことをお勧めします。

なぜ必要なの？

自分自身はもちろん大切な家族を住宅火災から守るためです。火災を早期に発見することで、初期消火や通報等の行動が早まり近隣への延焼被害も軽減します。

住宅火災の死亡原因として「逃げ遅れ」の割合が非常に高くなっています。さらに住宅火災の死者の約8割が「65歳以上の高齢者」であり、今後も高齢化が進展していくに伴い、さらに高齢者の被害が増加することが危惧されます。

問合せ先：海部消防組合予防課 TEL0884-72-0600

悪質な訪問販売に注意してください

市町村職員や消防職員が販売に何うことはありません。

少しでもあやしいと感じたら、すぐに返事をしないようにしましょう。

ご相談は徳島県消費者情報センターへ (TEL088-623-0110)

平日 9:00~18:00 (水曜日を除く)

土・日 9:00~16:00

休所日 水曜日、祝日、年末年始

徳島県南部の地震に伴う徳島県の土砂災害警戒情報、大雨警報・注意報基準の暫定的な運用について

平成27年2月6日10時25分頃、徳島県南部で発生した地震により、牟岐町で震度5強を観測しました。

牟岐町において、今回の地震発生前に比べて、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、当分の間、徳島県と徳島地方気象台が共同で発表している土砂災害警戒情報及び徳島地方気象台で発表している土壌雨量指数基準による大雨警報・注意報について、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用しています。

この運用は、今後の降雨と土砂災害の発生状況を踏まえて、適宜見直しを行うこととしており、通常基準への見直し時期は未定です。

暫定基準による運用期間中は従来よりも少ない雨量であっても大雨注意報等が発表される見込みです。気象台から発表される防災気象情報等にご留意ください。

また、余震活動は低調ですが、地震はいつどこで発生するかわかりません。普段から、地震への備えもお願いします。

問合せ先

徳島地方気象台 電話088-626-0676

牟岐町総務課 電話0884-72-3411